

貸切バスにおける
新型コロナウイルス対応ガイドライン
(第4版)

貸切バス旅行連絡会
2022年11月30日

I 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

貸切バスを利用した旅行については、様々な形態が想定されるが、本ガイドラインは、車内でのマスク着用、車内換気の徹底等三密（密集、密接、密閉）を回避することを通じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各事業者においては、本ガイドラインに沿った対策を講じることとする。

また、バスの換気性能に鑑みれば、バスは新型コロナウイルス感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、利用者や一般国民にPRすることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

II 利用者に関する対策

（1）換気の励行

- ・外気モードによるエアコンの使用を基本として、当該空調装置の機能を用いて適切に換気を実施する（エアロゾルの発生が懸念されるカラオケの時など必要に応じ、窓開けによる換気も併用するなど、可能な限りの換気に努める）。
- ・バス車両の換気性能についての動画を映すなど、利用者への周知を行う。

(2) マスク着用等の呼びかけ

- ・バス車内において乗務員から可能な限りのマスク着用の協力を呼びかける（ただし、乳幼児および病気や障害等でマスクの着用が困難な利用者に対しては、差別等が生じないよう十分配慮する。）。
- ・マスクを持参していない利用者に対し、必要に応じマスクを提供することができるよう、予備のマスクを用意することが望ましい。
- ・飲食時の会話の際にもマスク着用を呼びかけるとともに、マスク着用時においても大声での会話を控えるよう呼びかけることとする。また、カラオケの際には、マスク着用の呼びかけに加えて、周りの人との距離を確保することや、窓を開けて換気しながら歌うこと、風下側や排気口の近くで歌うことなど、感染リスクをできるだけ下げる措置を講じるよう呼びかける。

(3) 消毒など

- ・清掃時等に、不特定多数が接触する場所（手すり等）については、設備の性質等を踏まえ消毒を実施する。
- ・バスの車内に手指消毒液を用意し、利用者が乗車する際に手指消毒するよう呼びかける。

III その他

- ・本ガイドラインに記述のない事項については、日本バス協会が作成した最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参照し、適切に対処する。
- ・自然災害発生時など、やむを得ない事情がある場合には、その範囲において本ガイドラインの定めによらないものとすることができます。
- ・貸切バスの換気性能は優れており、新型コロナウイルス感染症に対してバスは十分に安全な乗り物であることを利用者へ示す際には、国や日本バス協会の情報、動画等も活用する。

国土交通省自動車総合安全情報：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>
日本バス協会：<https://www.bus.or.jp/covid-19/>

○貸切バス旅行連絡会 構成員（順不同）

- ・公益社団法人 日本バス協会
- ・一般社団法人 日本旅行業協会
- ・一般社団法人 全国旅行業協会

貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン

新旧対照表

改訂案（第4版）	現行（第3版）
<p>I 本ガイドラインについて</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。</p> <p>これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。</p> <p>貸切バスを利用した旅行については、様々な形態が想定されるが、本ガイドラインは、車内でのマスク着用、車内換気の徹底等三密（密集、密接、密閉）<u>を回避することを通じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各事業者においては、本ガイドラインに沿った対策を講じることとする。</u></p> <p>また、バスの換気性能に鑑みれば、バスは<u>新型コロナウイルス感染症</u>に対して、十分に安全な乗り物であることを、利用者や一般国民にPRすることとする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行ってい</p>	<p>I. 本ガイドラインについて</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。</p> <p>これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。</p> <p>貸切バスを利用した旅行については、様々な形態が想定されるが、本ガイドラインは、車内でのマスク着用、車内換気の徹底、<u>バス乗降時の一定の距離の確保</u>等三密（密集、密接、密閉）<u>のいずれも回避することを通じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各事業者においては、本ガイドラインに沿った対策を講じることとする。</u></p> <p>また、バスの換気性能に鑑みれば、バスはコロナ感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、利用者や一般国民にPRすることとする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行ってい</p>

く。

(削除)

く。

2. 始業点呼時の対応

運行管理者は点呼に当たっては、特に次の事項に留意して、これを行う。

(1) 乗務員に係る事項の確認及び対処

○普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握

○体調が悪い場合には出勤しない社内ルールを徹底

○感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等も活用し、感染予防対策の周知徹底を図る。

○ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。

○出勤後に少しでも体調が悪い乗務員が見出された場合や乗務員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、速やかに医療機関（かかりつけ医等）に受診させる。受診が困難な場合や、従業員が発熱や軽度の体調不良を訴えた場合は、本人の同意を得た上で、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用した検査を促す。

○職場内での抗原簡易キットの使用にあたっては、医療機関（かかりつけ医等）の指導などにより検体採取に関する注意点等を理解した従業員の管理下での適切な自己検体採取を行い、検査結果の理解とともに、結果に基づく適切な対応に努める。

○抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の指導を受けた上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施することに努める。

○抗原簡易キットは国が承認した抗原簡易キットを使用するのが望ましい。これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URLを参考する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

（令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」）

(削除)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

○抗原簡易キットの検査を実施する場合は、予め医療機関（かかりつけ医等）との連携を図り検査実施後の対応について確認しておくことが望ましい。

(削除)

○寮等で集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合等、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

(削除)

○デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ正しいマスク着用（品質の確かな、できれば不織布を着用）、咳エチケットの徹底、手洗い徹底等感染予防対策の確実な実施の確認。飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控える。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）」参照

(削除)

○アルコール検知器の除菌

(削除)

(2) 車内の感染防止対策の確認及び対処

(削除)

○点呼までの間に自社で実施した車内消毒実施の確認

(削除)

○運転席の感染防止対策確認、乗務手袋着用の励行

(削除)

○消毒液、清拭消毒用具等搭載のチェック

(削除)

○乗務員用のマスク着用、使い捨て手袋の予備搭載の確認

※消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

(削除)

(3) 運行管理者自身のとるべき措置

(削除)

○運行管理者と運転者の間の適切な距離の確保

(削除)

○運行管理者等のマスク着用、点呼前後の手洗い等

II 利用者に関する対策

(削除)

3. バスの運行時における対応

バスの運行時には、特につぎの事項に留意して、これを行う。また、利用者に対して協力をお願いすべき

(削除)	事項は、原則として、旅行会社等から利用者へお願ひして頂く。
(削除)	<u>(1) 乗車時・降車時</u>
(削除)	①バス会社の対応
(削除)	○以下の点について、車内アナウンス等により利用者への協力依頼
(削除)	・マスクの着用、会話の手控え大声による会話の原則として禁止
(削除)	・マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨周知。
(削除)	・乗車時及び再乗車時における手指の消毒
(削除)	・降車時、必要に応じ通路に立ち列ができるないよう順次の離席
(削除)	○利用者との間の一定の距離確保又は例えば換気に留意して、運転席周りの仕切り等により濃厚接触の防止
(削除)	○消毒液の常備装備
(削除)	○可能であれば、現場の判断により、利用者降車時に手すり等複数の利用者が接觸する可能性のある部分の消毒
(削除)	○利用者への乗降支援後の手指の消毒
(削除)	○手荷物の受け渡し等におけるマスク、手袋の着用
(削除)	②旅行会社等の対応
(削除)	○出発前に利用者の体調管理(体温、体調チェック)を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している利用者等(※)には、旅行参加を遠慮していただく。
(削除)	※感染者の濃厚接觸者や、海外からの入国・帰国時に政府の指示で健康監視中である方を含む。
(削除)	③利用者への協力依頼
(削除)	旅行会社等を通じ、下記措置につき協力依頼
(削除)	○乗車時・再乗車時の利用者の手指消毒
(削除)	○通路での利用者の滞留が起きないように、乗車時の小グループに分かれての乗車、降車時の順次の離席
(削除)	○旅行参加者が新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、旅行会社等へ連絡いただくよう利用者に依頼する。

(削除)	<p>○旅行会社等は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の連絡先情報を最低1ヶ月間保存し、感染者発生時には保健所の積極的疫学調査に協力できるようにする。</p>
(削除)	<p>○接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードやQRコード読み取り等の各地域通知サービスの登録を推奨する。(COCOAをマナーモードで利用する際は電源とBluetoothをonにする。)</p>
(1) 換気の励行	<p>(2) バス運行中</p>
(削除)	<p>(全般、車内換気)</p>
(削除)	<p>①バス会社の対応</p>
(削除)	<p>○運転時(車内でのアナウンス時を含む)のマスク着用の徹底</p>
・外気モードによるエアコンの使用を基本として、当該空調装置の機能を用いて適切に換気を実施する(エアロゾルの発生が懸念されるカラオケの時など必要に応じ、窓開けによる換気も併用するなど、可能な限りの換気に努める)。	<p>○外気換気モードによるエアコンの使用を基本とし、更に利用者の協力を得て、現場判断により随時窓の開放をすることによる車内換気の徹底</p>
・バス車両の換気性能についての動画を映すなど、利用者への周知を行う。	<p>○バス車内換気能力が十分であることの利用者へのPR(動画配信等による)</p>
(削除)	<p>○大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるのでBGMの音量を上げすぎないよう留意する。</p>
(削除)	<p>②ガイドの対応</p>
(削除)	<p>○アナウンス時も含めてマスク着用の徹底</p>
(削除)	<p>○アナウンスについては、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努める。</p>
(2) マスク着用等の呼びかけ	<p>③利用者への協力依頼</p>
(削除)	<p>旅行会社等を通じ、以下の対応につき利用者に協力を要請する。</p>
・バス車内において乗務員から可能な限りのマスク着用の協力を呼びかける(ただし、乳幼児および病気や障害等でマスクの着用が困難な利用者に対しては、差別等が生じないよう十分配慮する。)。	<p>○デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ正しいマスク着用((品質の確かな、できれば不織布を着用)、咳エチケットの徹底、手洗い励行徹底等感染予防対策の確実な実施の確認。飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控える。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さんへ(新型コロナウイルス感染症)」参照</p>
・マスクを持参していない利用者に対し、必要に応	<p>○会話の手控え、特に大声による会話の原則として</p>

<p><u>じマスクを提供することができるよう、予備のマスクを用意することが望ましい。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・飲食時の会話の際にもマスク着用を呼びかけるとともに、マスク着用時においても大声での会話を控えるよう呼びかけることとする。また、カラオケの際には、マスク着用の呼びかけに加えて、周りの人との距離を確保することや、窓を開けて換気しながら歌うこと、風下側や排気口の近くで歌うことなど、感染リスクができるだけ下げる措置を講じるよう呼びかける。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>禁止</u></p> <p>(利用者サービス)</p> <p>①バス会社の対応</p> <p>○②で禁止等への協力要請をすべき、利用者サービスとして掲げた事項につき、旅行会社等に利用者への協力要請を行って頂くようにお願いする。</p> <p>○上記禁止等への協力要請事項をリーフレットなどで、改めて利用者への周知を図る。</p> <p>○SA、PA等における休憩はできる限り長めに取る(旅行会社等へ協力依頼)</p> <p>○車内ゴミの回収時には、マスク、使い捨て手袋を着用し、原則持ち帰り、やむを得ずゴミ捨てした場合は、手洗い・消毒を徹底する。</p> <p>②利用者への協力要請</p> <p>○以下の事項等につき、旅行会社等より利用者に協力依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座席位置に関する配慮やマスクを着用頂くこと。 ・車内における飲食は控えること。 <p>※やむを得ない場合には、弁当等で食事を取る際は会話をしない黙食を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒や大声での会話、カラオケの利用及びサロン席での飲食・歓談は、原則として禁止頂くこと。 <p>・トイレ付車両では、便器の蓋閉め後に洗浄頂くこと。</p> <p>○ゴミは、エチケット袋に入れ、原則として持ち帰る。やむを得ずゴミ捨てした場合も入念な手洗い、手指消毒を励行する。</p> <p>4. 仕業終了後の対応</p> <p>(1) 帰庫点呼</p> <p>○発熱、咳症状、呼吸困難等の症状などの健康チエ</p>
--	---

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>○運行管理者の指示に従って対応</p> <p>○利用者対応時のマスク、使い捨て手袋着用の徹底、利用者対応後の手洗い等の徹底</p> <p>○状況に応じ、救急車の手配</p> <p>(乗務員の体調不良)</p> <p>○乗務中の発熱、体調不良の際の運行管理者への連絡の徹底及び乗務中止</p> <p>(上記 2. (1) も参照)</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>6. 利用者、一般国民への周知</p> <p>○マスク着用、手指消毒の実施、飲酒、カラオケ、大声での会話等の禁止、飲食の手控えなど、利用者に協力を依頼する事項をリーフレットにまとめ、車内に備え付けるなど、利用者への周知を図る。</p> <p>○特に、バスの換気性能に鑑みれば、バスはコロナ感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、リーフレットや動画等も活用しながら、利用者や一般国民に十分PRする。</p>
<p>III その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインに記述のない事項については、日本バス協会が作成した最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参考し、適切に対処する。 ・自然災害発生時など、やむを得ない事情がある場合には、その範囲において本ガイドラインの定めによらないものとすることができます。 ・貸切バスの換気性能は優れており、新型コロナウイルス感染症に対してバスは十分に安全な乗り物であることを利用者へ示す際には、国や日本バス協会の情報、動画等も活用する。 <p>国土交通省自動車総合安全情報： https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html</p> <p>日本バス協会：https://www.bus.or.jp/covid-19/</p>	<p>7. その他</p> <p>○バス会社については、貸切バスにおける新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、日本バス協会が作成した最新の「バスにおける新型コロナウイルス対策ガイドライン」も参考し、適切に対処する。</p> <p>○ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト(別添)を活用し、感染症対策を徹底する。</p> <p>(新設)</p>

(削除)

- 貸切バス旅行連絡会 構成員（順不同）
・公益社団法人 日本バス協会
・一般社団法人 日本旅行業協会
・一般社団法人 全国旅行業協会

(削除)

(削除)

(別紙)

- 貸切バス旅行連絡会 構成員（順不同）
・公益社団法人 日本バス協会
・一般社団法人 日本旅行業協会
・一般社団法人 全国旅行業協会

(付録)

■観光バスの車内換気能力一覧

○ (株) はとバス

車内消毒の様子